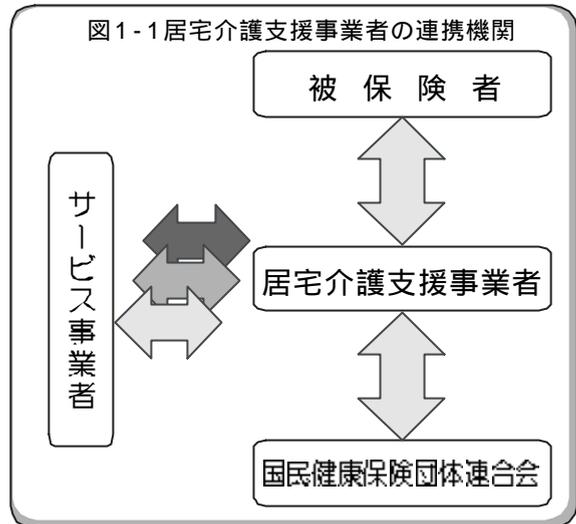


居宅介護支援事業の高度化と情報システム

1 居宅介護支援事業者の概要

居宅介護支援事業者は、介護保険制度によって創設されたものである。

居宅介護支援事業者の業務は、市町村が利用者に決定した支給限度額等の範囲で、サービス利用者のニーズや課題を解決するためのサービスを組み立て、必要に応じてサービス事業者と利用調整等の便宜を図るものである。



2 居宅介護支援事業者の業務内容

居宅介護支援事業者の業務は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日 厚生省令第38号）等に定められている。

基本的な業務内容は、次のようなものである。

サービスの開始

被保険者が居宅介護支援事業者を選択し、当事者間の契約を締結する。

状態の把握と課題分析、利用者の希望確認

被保険者や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析、希望するサービスの種類や事業者等を把握する。

計画原案の作成

課題分析結果に基づき、地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

サービス計画の完成

作成したサービス原案の承認を利用者から得る

フォローアップ

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

給付管理

サービスが居宅介護支援事業者が作成したサービス計画どおりに利用されたことを確認し、国保連に報告する業務

介護報酬

居宅介護支援事業者の実績を国保連に請求する業務。

他職種での情報の共有化

1 共有情報の分類

居宅介護支援事業者と他職が共有する情報は、次の2点に大別することができる。

同一事業所内の情報共有

同一事業者内の専門性の異なる職種間の情報共有

他事業所との情報共有

同一法人内で別の事業者（訪問介護等）との情報共有

別法人の事業者との情報共有

2 共有する情報の種類

事業所情報

主に利用者に施設を紹介する場合などに使用する情報であるが、これらの情報は厳密に言えば共有ではなく、照会情報というべきもの。

- ・ 静的情報 = 機関の設備やサービスの情報等

- ・ 動的情報 = サービスの混み具合等

各事業所に利用契約があるサービス利用者情報

主に他職種で共通するサービス利用者の情報。

- ・ 静的情報 = 台帳情報情報等

- ・ 動的情報 = サービス予約、サービス提供実績等の利用情報

3 個人情報の保護

同一事業所の場合は、特段問題がないが、1 - 1 でいう他事業所の場合は、同一法人内であっても個人情報保護が必要となる。



根拠

介護保険関係法令は、事業の種類単位で定められており、各サービス事業単位で個人情報の保護義務が定められているため

課題

情報の共有には、本人同意が前提

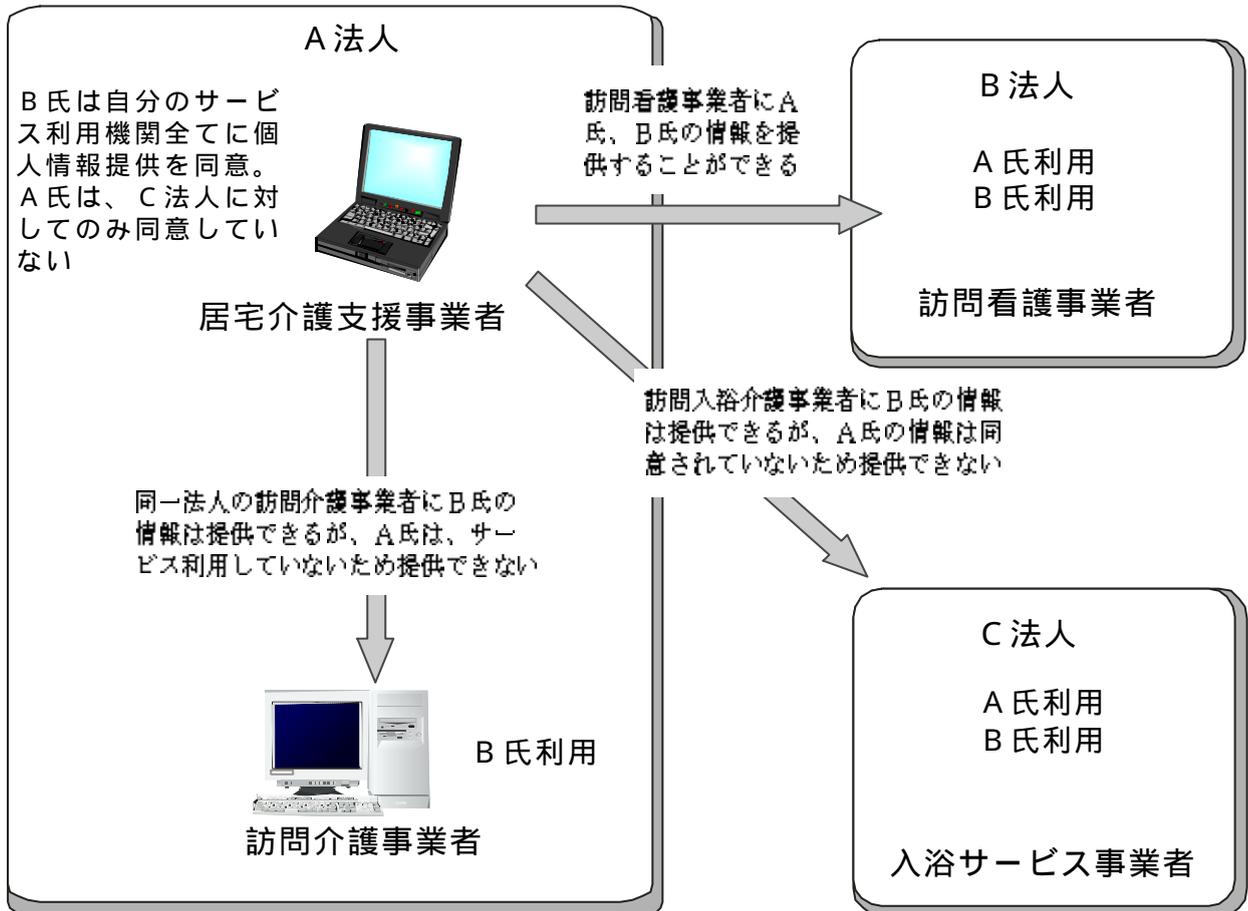
同意のない事業所との情報共有は運営基準違反となる

上記をコントロール可能な市販システムは現存しない

「個人情報保護基本法制に関する大綱」を見据える必要があること

他職種での情報の共有化（その2）

4 個人情報保護を遵守したシステムとは



個人情報の提供範囲は、サービス利用、同意の有無で異なってくるのである。

個人情報の提供に関するコントロール権は、居宅介護支援事業者がとる（一括）同意書で決定づけられることから、同事業者が握ることになる。

なお、法令では居宅介護支援事業者とサービス事業者の間で情報提供が実施されることを基本としている。従って、例示にはないが、たとえばB法人の居宅介護支援事業者を利用する者が、A法人の訪問介護事業者と通所介護事業者を利用していた場合、B法人の居宅介護支援事業者がとった同意書では、通常A法人内の訪問介護と通所介護との事業者間で情報共有することはできない。

このほか、A法人が法人内のLANによって会計事務や請求事務を指定事業所以外の組織で一括処理している場合は、A事業者のサービス利用契約にその旨が記載される等して、利用者の同意が得られていれば場合は問題はない。

いずれにしても、従来のからのLAN等のアクセス権設定方法では、運営基準を満足させることができなくなる可能性が高い。

ケアプラン・ケアマネジメント支援システムの活用

1 市販ケアプランソフト・ケアマネジメント支援システムについて 現状

介護保険制度施行前に開発されたシステムであり、現在はそのシステムをバージョンアップして運用しているものがほとんどである。

これらのシステムのほとんどは、課題分析から給付管理に至るまでの一連の処理を行うものである。

ケアプラン（＝サービス計画）作成に至るまでの手順が複雑であることから、ほとんどの事業者がケアマネジメント、サービス計画作成及び給付管理の業務支援システムを活用している。

課題

介護保険制度施行から6ヶ月が経過したが、ケアマネジメントという仕組み自体未成熟であること。介護保険制度の仕組みが複雑であること。運用テスト期間があまりにも取れなかったことから、表題のシステムは多くの改善の余地が残されていると考えることが一般的であろう。

（たとえば、現在多くのシステムで課題となっている、介護報酬の返戻時における履歴管理機能の追加等）

今後は課題を運用者とシステム業者が協同して、システムの問題点や課題を整理することによって、よりよいシステムに改善していくことが必要である。

2 介護保険制度以外にも今後影響

平成15年度から知的障害者等のサービスが市町村業務と位置づけられ、併せてこれまでの措置制度から介護保険制度に類似した契約制度に移行することとなっている。

また、この制度改変に併せて、身体障害、知的障害、精神障害分野に対するケアマネジメント業務が実施されることとなっている。

このようなことから、介護保険制度におけるケアマネジメント業務の課題を詳細に抽出・分析し、解決策を検討した上で、使いやすい支援システムの開発が望まれる。

（精神障害については、平成14年度から市町村委譲される）

介護支援システム選定

1 IT革命と介護保険制度の将来予測

平成13年度から、IT関連の国家プロジェクトが数多く事業化されることが見込まれる。

介護保険制度も同様、今後IT関連の見直しが行われる可能性が高い。

介護保険分野のIT施策としては、被保険者証のICカード化に対する期待が高い。その理由は、規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）

URL <http://www.somucho.go.jp/gyoukan/kanri/kisei-saikai.htm> の分野別措置事項、13 医療・

福祉関係、(2)福祉、介護保健法の円滑な実施、介護バウチャー制度の検討にあるように、ICカード化の必要性について検討が行われることとなっているからである。

このバウチャー方式は、介護保険制度以前から議論が行われていたものであり、複雑であった給付管理業務をはじめとする運用形態が大幅に改善されることが期待できる。

しかしながら、ICカード運用上のインフラ整備が必要であることを考えると、規格の統一等の課題が残される。

2 システム選定の考え方

このようなことから、これからの介護支援システムの選定に当たっては、介護保険制度上の情報システムの予測が大変重要になってくる。

いずれにしても、介護保険制度下で事業を実施していくためには、事業開始時点から情報システムの導入が必要である。

新規参入事業者等の情報システム導入に当たっては、次の点に留意することが適当と考えられる。

介護保険制度は、成長過程の仕組みであるため、制度の一部見直し等の課題が山積している。従って、制度変更等に柔軟に対応できるシステムを選定することが妥当である。一言で言えば、必要最小限度の機能を有するシステムとすること。

個人情報保護に当たっては、個人情報の保護が容易に確保できるスタンドアロン型のシステムを中心に検討すること。
